

寄附者の個人情報保護に関する取扱特記事項

1 個人情報を取り扱う際の基本的事項

ふるさと下妻寄附お礼の品を取り扱う事業者（以下、「お礼の品取扱い事業者」）は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業に係る事務を処理するに当たり個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

2 秘密の保持

(1) お礼の品取扱い事業者は、事業に係る事務を処理するに当たり取得した個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。事業が終了、又はお礼の品取扱い事業者でなくなった場合も、同様とする。

(2) お礼の品取扱い事業者は、その使用する者が在職中及び退職後においても前号の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。事業が終了し、又はお礼の品取扱い事業者でなくなった場合も、同様とする。

3 適正な管理

お礼の品取扱い事業者は、事業に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 目的外使用の禁止

お礼の品取扱い事業者は、事業に係る事務を処理するに当たり取得した個人情報を、市の承諾を得ることなく目的外に使用、又は第三者に提供してはならない。

5 複写、複製の禁止

お礼の品取扱い事業者は、事業に係る事務を処理するに当たり市から貸与された個人情報が記録された資料等を、市の承諾を得ることなく複写、又は複製をしてはならない。

6 事故発生時の報告義務

お礼の品取扱い事業者は、この寄附者の個人情報保護に関する取扱事項に違反する事態が生じた、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。事業が終了、又はお礼の品取扱い事業者でなくなった場合も、同様とする。

7 検査等の実施

(1) 市は、お礼の品取扱い事業者が事業に係る事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、必要があると認めるときは、お礼の品取扱い事業者に対し報告を求め、又は検査をすることができるものとする。

(2) お礼の品取扱い事業者は、下妻市から前項の規定による報告の求めがあったときは、

速やかにこれに従い、また、正当な理由のない限り、前号の規定による検査を拒否、又は妨げてはならない。

8 取扱の中止及び損害賠償

市は、お礼の品取扱い事業者がこの寄附者の個人情報保護に関する取扱事項に違反していると認めるときは、取扱の中止及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

9 収集の制限

お礼の品取扱い事業者は、事業に係る事務を処理するに当たり個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

10 資料の破棄

お礼の品取扱い事業者は、事業に係る事務を処理するに当たり市から貸与、又はお礼の品取扱い事業者が収集、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、事務完了後速やかに復元不可能な方法で消去または破棄するものとする。ただし、下妻市が別に指示したときは、その方法によるものとする。